

## 和光市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要領

令和7年4月16日市長決裁

この要領は、和光市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （設置）

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条の規定に基づき、市内における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を定めている和光市新型インフルエンザ等対策行動計画について、国及び埼玉県の実行動計画が改定されたことを踏まえ改定するため、委員会を設置する。

### （所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 和光市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定等に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項。

第3条 委員会は、委員10人以下で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者（感染症に関する専門的な知識）
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) 市民

2 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する者をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員の任期は委嘱日から市長に提言する日までとする。

### （会議）

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことが出来る。

### （庶務）

第5条 委員会の庶務は、健康部健康支援課（健康増進センター）において処理する。

### （委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

(廃止)

第7条 この要領は、和光市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定が完了した時点をもって廃止する。